第１４回　村上市議会議会改革調査研究特別委員会記録

１　日　　時　　平成３０年　７月２５日（水）午前１０時００分
２　場　　所　　村上市役所　第１委員会室
３　協議事項
　(1) 議員定数・報酬の検討方法について
　(2) 議員の政治倫理（倫理条例）について
　(3) その他
４　その他
５　出席委員（１０名）

１番	河　村　幸　雄　君	２番	板　垣　一　徳　君
３番	本　間　清　人　君	４番	長谷川　　孝　君
５番	佐　藤　重　陽　君	６番	鈴　木　好　彦　君
７番	川　村　敏　晴　君	８番	尾　形　修　平　君
１０番	渡　辺　　昌　君	１１番	平　山　　耕　君

６　欠席委員（１名）
　　９番　竹　内　喜代嗣　君
７　委員外議員
　　なし
８　地方自治法第１０５条による出席者
　　議　長　三　田　敏　秋　君
９　オブザーバーとして出席した者
　　副議長　大　滝　国　吉　君
１０　議会事務局職員
　　局　　長　　小　林　政　一
　　次　　長　　大　西　恵　子
　　係　　長　　鈴　木　　渉

（午前１０時００分）
委員長（平山　耕君）開会を宣する。

平山委員長　本日の日程は、お手許の次第のとおり会議を進めるのでよろしくお願いいたす。今回は、都合により開催が遅れていた会議の、今年度第１回目の会議となるのでよろしくお願いいたす。そのことについて事務局長から。

事務　局長　この後の定数・報酬の検討方法についてということでも関係あるが、実は先般まで外部の委員会ということでその取りまとめ役というような形での田口先生をお願いするということで調整していたが,田口先生とのやりとりの中で金額的なものもあったし、進め方についても田口先生の意向とこちらの考えが合わない、合わせられない部分があって、私のほうでちょっと進めることができなくて時間を経過してしまった経緯があった。このことについては大変時間を要したが、先般委員長と話し合いをしてもらって、次の資料にあるとおりに委員会の構成メンバーを考えさせていただいたところ

である。大変申し訳ありませんでした。

平山委員長　事の次第については局長が話したとおりだが、田口先生をはずしたほうがいいんじゃないかというようなことがあって、いなくてもいいだろうというようなことで、一応次回というか、この次の委員会から呼ばないことにしようというようなことでみている。別紙に知見の活用の委員の構成メンバーが出ているが、４名の方にお願いしてある。海田さん、川村さん、鈴木さん、もう一人の鈴木さん。４名の方にお願いしてあるので、これについてはあとから説明するが、初めからいくからよろしくお願いする。

協議事項(1)　議員定数・報酬の検討方法について

平山委員長　協議事項の（１）議員定数・報酬の検討方法についてを議題とする。事務局から説明願う。

事務　局長　それでは１枚もので、村上市議会議員定数・報酬調査委員会（仮）ということでお名前が入っている表をご覧いただく。左肩上から海田司法書士、川村司法書士、鈴木公認会計士税理士さんということで、その下先般までは田口先生に入っていただいたわけだが、先の会議の中でも川崎会頭の代わりといえば失礼だが、の代わり入っていただく委員さんとして市の行政改革委員会の委員長ということで鈴木信之さんに入っていただくということになったので、内諾はとれたということで田口先生の代わりではないが入っていただいているということである。以上である。

平山委員長　このことについて皆さんからご意見を伺う。

佐藤　重陽　ひとつにあまり時間が経って前の会議のことを忘れてしまっている。つい２週間くらい前にこの調査委員のお願いしている、直接平山委員長からお願いされたと言っていたが、日程が合わないと言ったきり何も言ってこない、どうなっているんだ村上市議会は。と関係のないところで大変苦情いただいた。私らも途中の経過も知らないで、ここに来てる事態もおかしいと思うし、構成メンバーについて、ある意味では田口先生がいるからバランスがとれているところもあるのであって、そうでなければ、今４人のメンバーがいるが、はっきり言って鈴木信嘉さんくらいが、もしかしたら県内の、県の監査委員していたからというわけではないが、ある程度の広く見た意味での知見を持ち合わせているのかなという気はしている。他の方がないとは言わないが、後の方は村上中心なわけだから、ちょっと構成メンバーとしてどうなのかと思っている。

尾形　修平　今の佐藤委員に補足してだが、前回の会議が今年の２月に行われてから、５か月期間があいたわけだが、今局長から前段説明があった田口先生を排除する理由として金額、報酬との折り合いがつかなかったということと、方法論についての意見が合意できなかったということだったが、具体的にその辺をもうちょっと詳しく説明していただきたいと思う。

事務　局長　金額的な話だが、委員長と相談した中では、１回ごとにお支払いするということで、田口先生以外の委員になっていただく方については、１回にあたり２万円。田口先生には５万円ということで進めようということで話をしたが、その金額について田口先生との合意ができなかったというのが１点である。進め方についてだが、こちらとしては田口先生にある程度の取りまとめ役をお願いしたかったわけだが、先生の中ではとりまとめ役ということで、先生がまとめて報告を作るという考えは持っていないということであったので、そこらへんでもこちらとの考え方とはちょっと違いがあったというところである。それであればこの４名の方でもって、資料については先生がこ

ういった資料があればいいのではないかということで、宿題でいただいていた項目的に出していただいた資料もあって、今それも作っているのでそういったことを出しながらこの４名の委員さんにお願いできるのではないかということで委員長とお話ししたところである。

尾形　修平　今ほど佐藤委員からあったように、そうすると地元の人だけでやるということに対して、前段の委員会でそれではちょっと違うのではないかと、広く知見を持っている方にということで、いわゆる学識経験者である田口先生に白羽の矢を立てたわけなので、その辺がちょっと今まで議論してきたことと乖離しているのではないかと考えるがいかがか。

事務　局長　その点についても考えたわけだが、１点は田口先生から言われて皆さんにも諮ったが、田口先生に知見の活用ということで一度は講演という形でお話をいただいたが、その講演を聞いた後で委員会が開かれたかということの話があった。それは実際前回の会議になるわけだが、その中で皆さんにそのことについてのご議論をいただいている。そのときに講演の内容をＡ４で２枚ほどでまとめた全国的な知見をお持ちの先生は村上市についてこういうことをお考えになっているということの項目出しもしているので、十分ではないかもしれないが、そういった知見をお持ちの方が考えた論点というか、ものについては先般の講演の中でいただいているものをまとめているのでそこについては今までのアンケートの内容、それから合併からの状況等の資料を出しながら全国的にはこういう考え方があるということはお出しできると思っている。

尾形　修平　それにしてもそういう話し合いがなされて、今４人名前が挙がっている方は３月年度末で忙しかったのでということで、この外部委員会自体が開催できなかったのだと思うが、先ほど佐藤委員言われたように前回委員長から委嘱というか、お願いしてからかなりの時間が経過している中で、それまで４か月、５か月間何も進まなかったというのはいまいち私はどうも理解できないが、その辺いかがか。

事務　局長　その点についてははっきり申し上げなくてすみませんでしたが、事務局のほうでの進め方が悪かった、足りなかったのだと思っている。申し訳ありません。

平山委員長　補足すれば、要は田口先生との連絡がなかなかできなかったこともある。田口先生がそのことをはっきり言わないために事務局としてもどうしようもなかったということもある。そんなことでいちいちそれを連絡したり、調整するのは面倒だからいっそのこといないほうがいいんじゃないかということになったわけである。

長谷川　孝　そんな言い方でものごとを言ってもらっては困る、はっきり言って。結局この中で例えばこの４人地元の人だよね。この人に通しもらって果たしてどういう形で出てくるのかわからないけど、やっぱり外のほうから専門的な知見を持った人を中心にやらないと、またこれね多分難しい問題を抱えるのでないかと思う。だから田口先生みたいに本当にズバズバ言う人に束ねてもらったほうがよかったが、いろいろな事情があったということなので、問題はこの４人、地元の人知見を有する人でまとめるということで皆さん了解してくれるのかどうかということにかかっていると思うが。

板垣　一徳　本当に委員長なり事務局が行って、例えば報酬とか定数をこの日にまとめてくれるという考えなのか、まだ１回も集まっていないんでしょ。そういうことを何を仕事するのかわからなくて、この中でも報酬決めてくれの定数決めてくれの、あんたがた何間違っていること言っているんだと怒鳴りつける人がいるんじゃないかと私は思う。

平山委員長　正直言って私が個々に面談して、直接頼んだ。当然そのことについても詳しく説明してある。だからわかっているはずである。これ以上のことはできないと私は思ってい

る。そんな人たちばかりだから。

尾形　修平　今ほど長谷川委員言われたように、地元だけでなくて外部の知見を入れることが非常に重要なことだと思っているので、田口先生と例えば報酬また方法論について意見が合わなかったのであれば、他にも県内でも地方自治に詳しい先生がいっぱいおられるので、ほかを当たるという選択肢はなかったのかと思うが、その辺いかがか。

事務　局長　おっしゃるとおり、先生に代わる方という考え方はあると思うが、今回については先生の代わりにどなたかを入れるというよりは、ここにおられる方々については、そもそもが外部ということであれば、議会の外部という考えがひとつあったわけであるので、そういったことで外部という担保はとれているのかと思うし、この委員会全体としてひとつ統一的な意見が出てくるか、個々のお考えが出てくるかというのは今のところ決められていない状況だと思う。最終的に個々のお考えが出てくる可能性もあるのではないかなと思うし、出てきたものについてこの委員会のほうで決めるという方向性であったので、それでよろしいのかなと思っている。どうしてもここから自分、事務局での進め方が遅くなって、ここでまた改めて先生を頼むとなった場合にまたさらに遅れていくということを事務局が申し上げるのは心苦しいわけだが、この形で進めていくというのもひとつのやり方だと提示したところである。

佐藤　重陽　この形で進めるのもひとつの形、後からやっぱり外部委員会が必要だから外部の人入れてなんて言ったら失礼になるわけだから、なんか間に合わせみたいなやり方であれば議会改革としての取り組むべきことは、定数と確かに議員報酬は大きな課題かもしれないけどそれだけではないと思うので、ほかのことを進めながらでもこの議員報酬と定数削減の問題について議論するのであれば、やはり形としてこの人たちであればいいのでないかなと思うような委員会を組織した上で取り組んでもらったほうがいいんでないかと思う。あともうひとつ、議長に聞きたいが、議長と特別委員会の委員長とよく相談してもらってここまで来たようには見えないし、議長ももう少し口を出ししてもらったほうがいいのでないかと、特別委員会というのは特に特別委員会と議運というのはどちらかというと特定の問題に限ってくる案件が多いわけだからそうなるとやはり議長の諮問機関ではないにしろ､諮問機関的な部分が多分にあるわけだから、そこのところ密にして話をしてもらいながら進めてもらいたいなという気がする。

本間　清人　一応委員長と事務局長との間でこの委員会を４人の方にお願いするとうちらで決めたわけだが、大体何回くらいでそういう結論を出していただく腹づもりか。

平山委員長　３、４回で。できたら６月中には出してもらって、７月に１回この委員会でもって結論を出したいと思っていた。

本間　清人　これはこれとして、今佐藤委員も言ったようにうちらも定数の削減だったり、増になるのかわからないけど報酬がここのメーンではなかったはずなのに、一応委員長からも月に１度は最低やろうと言ったわけじゃないか。だったらやっぱりそれは最低限守るべきだと思う。その中の経過途中であればいろいろ俺らもそのことがわかってきてるのに、いきなり５か月ぶりにやって、田口先生は合わないからだめだというものの進め方が委員会の持ち方としてどうなんだろうと俺は思う。事務局長にも言うが、その田口先生の５万円、他の委員は２万円、田口先生はなんで合わないの、だめだというの。村上市議会嫌いなんでしょ、田口先生が。

事務　局長　この件について可児市に聞いたが、頼んだけども教えてもらえなかった。そういうこともあったので田口先生にもお聞きして、うちは５万円を考えているのだけれどもということであったが、そういったことであれば、他のこともあったのかもしれない。

田口先生は他のこともあって、そういうふうにお答えしたのかもしれないが、そういった金額であれば御自身でやってはどうかという返事をいただいた。

三田　議長　いくらという提示はなかったか。５万円と言ったら辞退すると。

事務　局長　辞退するというか、できますよねという。

長谷川　孝　大体私も大学の教授を呼んだりすれば５万円と交通費だ、大体。だから交通費が、田口先生ってどこから来てるわけ。新潟にいるわけじゃないんでしょ。

事務　局長　大学は新潟だが、お住まいは横須賀で週に大学の講義あるときに出てこられている状況だ。

三田　議長　交通費は別途だということで、報酬だけ５万円ということなんだろ。

事務　局長　まだそこまでは話してなかった。

板垣　一徳　ここまでくれば田口先生に頼むことは不可能だ。とても村上市の議会の恥さらしだ。今意見がふたつになっているよね。このままであなた方執行部やりたいのだという案と、いやそうでないと、やっぱり外部から入れたほうがいいという意見に割れているわけだからね。どうしても外部から頼むことが可能なのかどうか、私は自分たちの地域のことを自分たちが決めるのが基本だと思う。そんな難しい問題でないから我々議員一人一人のアンケートは全部私ども持っているわけでしょ。

平山委員長　自分の考えとしては、本来であればこの議員間で決めるべきだと思う。それをこの方たちに責任転嫁するわけでないが、皆さんの意見を聞くということがそれが果たして自分たちの外部の人に言うことの考え方の一つになる。だからお願いすると、４人の方にお願いすると。意見をまとめてくれと。それが10人いても20人いても同じことだと思う、委員なんてもの。４人いれば十分だと私は思っている。そんなことでこの方たちに意見を聞いて、そしてさらにこの中で決めればいいんじゃないかと。そういうことで一応自分としては局長と意見の一致をみた。

本間　清人　それは前々から言っている。別段ここに決めてもらうわけでないわけでしょ。外部の意見を参考にして、あくまでこの委員会でもっていきましょうということだった。それをここで一歩通行にならないように第三者の意見を聞くためにという、そのために田口先生の講演だってやったわけじゃん。でも田口先生はどっちかというと、皆さんも聞いてわかるように定数削減に反対派である。その辺をそんなの委員長が言ったってここであくまで決める。その参考意見としてお願いをするんだとずっとやってきたのだから。あくまでもその人たちが決めた意見が出てきて、定数は５削減すべきだ、そのとおりにするわけではないんだということだけはここで確認しておいてくれ。

平山委員長　それは当初からの考え方は変わりない。変わりはないのだけれど、この４人の外部の方にお願いするということでいかがか、それで。

本間　清人　もっと当たれば、県内でも。

平山委員長　局長嫌がっている。したくないと。

長谷川　孝　なんでしたくないの。そんなこと言えるはずない。

佐藤　重陽　議長、議会事務局の体制も考えなければならない。

三田　議長　今ちょっと、委員長も私的な発言が多いと聞いていたし、総意が全く見えてこない。そうなるととんでもないことになるので、ここは内諾を得たというのだからこの４人の方は、じゃあまた外してまた上げるというわけにいかないのでまずあれして、その識見のあるいわゆる県内県外問わず、報酬もさることながらそういう人を私が責任を持ってというわけにいかないが、さっき佐藤委員にも言われたが、どうなっているんだということは再三言ったのだけれど、そのうちにそのうちにという経緯でここまで

きてしまったのは私にも責任があると思うので、識見を持った人にこの検討委員会に入ってもらって、もちろんここで決めるのだけれども、この検討委員会を再考させてくれ。

長谷川　孝　例えば地方自治に長けていて、こういう専門的な知見を有している人の大学の教授とかを５万円プラス交通費で探してくれということであれば私探すが。探しますよ。弁護士とか知り合いいっぱいいるから。できれば女性がいいのでないかと思うが。

三田　議長　そういうことであれば、その人に当たってもらう案でなくてこういう人がいるがどうかと委員長、事務局、私もそこに参加するので是非お願いしたいと思う。非常にありがたい話だ。

長谷川　孝　問題は５万円と交通費が出せるか。

三田　議長　それは責任もって出さなきゃないさ。

事務　局長　県内か。

長谷川　孝　県外だ。

大滝副議長　この委員会でいいと言うのであればいいのでないか。

長谷川　孝　７万円出せるのか、無理かもしれない。

三田　議長　俺らお願いしても行政側が跳ねるような考え方があるのか、これだけの大問題なのに。

事務　局長　そういうことはないと思う。

尾形　修平　今長谷川委員からそういうお話あったので私も言わせてもらうが、いるわけである県内でも県外でもそういう人が。皆さんの中でもこういう先生どうだというのを事務局に提案するというか、いうような方法も議長も言われたようにひとつでないかなと思うので、是非そういう方法でやってもらいたいと思う。報酬５万円プラス交通費ということで。

三田　議長　そういう人脈がないとなかなか先生方、はっきり言って弁護士とかあの人たちの関係からすれば報酬の５万円なんていうのは目ではないはず。全然問題ならない金額なんだろうけど、そういうことで人脈とかそういうことを生かさないとまた快く、そういう関係があれば来てもらえるけど、そういう関係がないとなかなか探しづらいので長谷川委員だけでなくて、立派な候補があったら是非皆さんにもお願いしたいと思う。そういう手蔓でなんとかするほかないと思う。いきなりあたっても誰もしてくれる人はいないので。委員長それでいいか。

平山委員長　いい。

三田　議長　皆さんに了承とって。

板垣　一徳　なるべく早い時期に。

平山委員長　ただ今の話の経緯で進むがいいか。

（「はい」と呼ぶ者あり。）

平山委員長　では了解を得たということで。

三田　議長　内諾得たという委員はお願いしないといけない。名前出てしまったものは。

平山委員長　これは変わりない、当然。１回も開いてない、会議は。

三田　議長　内諾得て名簿出した限りはお前さん悪いけれどもというわけにはいかない。

平山委員長　それは考えていない。いつやるか、いつやるかとはよく言われる確かに。言われるけど一向に動いてくれない、しょうがない。今の件については以上のとおりとする。

協議事項(2)　議員の政治倫理(倫理条例)について

平山委員長　協議事項の２番目「議員の政治倫理（倫理条例）について」を議題といたす。事務局

から説明願う。

事務　局長　それではもう１枚の資料、議員の政治倫理、倫理条例についてだが、こちらの扱いについては先回の中で皆さんのほうで持ち帰りという形になったので、そのことについての論点というか、考え方を整理したものである。検討点として①から③と書かせていただいたが、①としてはこちらの倫理条例が制約をかけるという点については、上位法である地方自治法との関係もあるので疑念があるということでの了解はとれていたとのことであった。②であるが、であればということでの考えとして、基本条例の中で必要な事項について追加して整理できないかということで、第22条に文言追加ということで、第22条はそこにあるとおり、議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、品位の保持に努め行動しなければならない。この点について文言追加で対応できるかということであった。なお、この考え方については、この基本条例は23条のところで最高規範性を謳っているわけであるので、そういった考えのもとになろうかと思う。③としては、もう一つの考えとして、申し合わせ事項として必要な項目をはっきりと明記し整理するということはどうかということである。以上この３点についてあったわけだが、特にその③の検討の方法としてカッコ書きがされているが、前回の話し合いの中では、特には合併前の旧市と旧町村では職員と議員との飲食の持ち方について、かなりの認識の違いがあるということの指摘があったわけである。そういったことも含めて、どの点は問題で改善すべきなのかということの共通認識を持てば、それをなんらかの形で明文化して全員で実行するということだけだと思われるので、まずは問題点を整理して、その中で改善すべき点はどういうことなのかということを整理すれば目的達成にいけるのではないかということである。こういった考えのアプローチもあろうかと思って記入した。以上である。

平山委員長　このことについての意見を伺う。質疑はないか。このことについては非常に細かくて難しいのでなかなかつっこんだ議論はできないと思った。

尾形　修平　③のカッコ書きしてある部分に関しては、かつて姫路前委員からそういうような発言があった中でこの委員会で検討してきたわけだが、ただ、文章にしてそれを明文化するというのはなかなか難しいと思っているので、基本的に例えば会期中の飲食をやめるとか、じゃあ職員と一切議会側で飲食が出来ないのかっていうところにまでなってしまうので、その辺は個々の倫理感でしかないと思うので、なかなかこれを条例の中に謳いこむというのは難しいのではないかと私は思う。

佐藤　重陽　尾形委員の言うとおりだと思う。ところがそう思うが、それこそ個人の倫理観になるが、残念ながらそこまでしないとならないのが今の村上市議会だと気がしている。①もそうだが、上位法との関係があるので下手に制約をかけられないけれども、制約のかけ方だってあると思う。どう考えても自治法の中にも関係しているけれども、このことに問題何かと言えば、第４条案の３月にいただいた４条の①の役員就任の制約、議員は市から活動や運営に対する補助金、及び助成金の交付を受けている団体等の正副代表者、理事、監事その他役員に就任はしないように努めるとある、そんなこと言っているからだめなんだ。そんなのはその他役員に就任しない。でいいのではないか。その辺が分別なくなってきていると思う。個人の倫理観という名のもとに。

事務　局長　今ほどのご意見の中で、役員に就任しないことというふうにあるが、その役員の就任についても今は地方自治法の解釈の仕方が総務省から出されているわけだが、就任ができるわけなのでそれをここで持っていくということについての疑義というか、があるということの話だったので、話し合いの方向性としてはそれはあると思う。

佐藤　重陽　あくまでも村上市議会議員の政治倫理条例だから。

長谷川　孝　出来る出来ないかというのは上位で決まっているから村上は右ならえしなきゃだめだということはないんでしょ。例えばの話、15年前くらいに旧村上市のときにイヨボヤの里開発公社の評議員というのがあった。評議員は予算とか一切関係ないのだけれど、年に１回か２回開く、それに議員が２人くらい派遣されていたけれど、それについても我々は議会改革調査研究特別委員会を作って、それを精査した結果やっぱり予算が絡まなくてもそういうところには参加すべきではないということで参加を取りやめたという経緯がある。今回も議長のところの荒川地区において、まちづくり協議会で20万だか市民のいろんな発案のアイディアで補助金を出すというのがあるよね。私の友達がそこのＮＰＯの都岐沙羅のメンバーとして審査委員長として行った。そのときの座長が議員だったと。こんな話おかしいのではないかと言っているわけだよね、そのＮＰＯの委員長として行った人間が、自分たちが予算審査する人間がそこの座長やっているなんていうのはとんでもないということを言っているわけ。そういうのをやっぱり直していかなきゃだめだというための佐藤委員の言い分はそこにあるのではないかと私は思う。そういうのもやっぱり考えていかなきゃだめだと、それはできるかもしれない。できるかもしれないが市民がおかしいという部分はきちんと直していかないといけないと思う。

事務　局長　③の考え方としては、そういった点を明確に出して、この点はどうだ、この点はどうだということの話し合いをしたほうが解決に結びつきやすいのかなということでの考え方が③である。それをどうしても条例等々で謳いこみとなるとやっぱり広い表現方法になってしまうので、謳いこんだときにまた同じ問題が起こって、これはだめなんじゃないかということを今度みんなで話し合うとか、審査委員会持つ規定を作って審査委員会でやるとかってことになるので、問題点が何かを明確にしてそのことは直すべきか、そのままでいいかというのを皆さんで検討されたほうが、解決へのアプローチとしては早いのでないかということが③である。

川村　敏晴　今の長谷川委員の対象議員は私だが、市民がと言うけどお一人ですよね。市民全体の意見ということでなくて、一市民の方のご意見だったということとして受け取るが、やはり今事務局長が言ったように今活動しているその部分が、果たして村上市議会の倫理感、倫理条例というふうな観点からどうなのかというふうな議員全体の指針が示されればそこは現状の活動している自らの行動に対しての考え方は修正も当然必要だろうと思うが、現段階においては議員活動の一環、もしくは市民活動、市民としての活動の一環としての行動なので、一個人の意見としてばあっというふうなことで是非を問われるという流れでなくて、しっかりとした全体意見の中で絞り込んでいくということが大切なんだろうと思う。そうあってほしいなと思う。

佐藤　重陽　あんまり遠まわしで言ってる意味が分からない。何を言いたかった、川村委員。

川村　敏晴　私が該当するその活動について、そこにはまっていることが村上市議会の議員としてよくないことというふうなことで議会の皆さんでそういう決定が出されれば、自分が議員を継続する上では従わざるをえないのでないかなという思いはある。

長谷川　孝　今一部の市民だけがと言ったが、まだいっぱい言いたいことはあるわけ。あなただったのなら。そんなことを言ったら、この人間もそうだったんだという話になるからそれは別である。それは別にするけど、議員だからといって市民と参加してだめだとか、市民と一緒になって参加していろいろなことをやってはだめだなんていうことは到底私は思っていない。だけれども、議員として議会で予算の審査するところにはまるの

はどうかというのが問題だと言っているわけ。

川村　敏晴　だからそこを村上市議会として倫理観を確立する必要があるということでしょ、今の改革案。だからそこを協議していくことが大切だろうと思っている。

本間　清人　前に出してもらった長井市の倫理条例ある。長井市も問題いろいろあったわけでしょ。その長井市もその倫理の中にそういうのが明確に謳われている。そういう市から補助金を受けている団体や法人そういった市から補助金を受けている団体や法人そういった審査に関して議員は一切入ることを排除するという条例文に倫理条例ではなっている。そこをせっかく長井市のも出してもらったのだから、あと村上市議会としてこれをどうするかということをこれから決めるわけじゃないの。何のためにこれを出したの。今さら村上市の決める必要ないだの、決めればやめるだの、何か変な話になっているけど。

平山委員長　長井市の条例を参考にして作ればよいのではないかということで出してもらったがそれでいいか。

本間　清人　長井市の解説の中には、議員は市または市が資本金その他これに準ずるものを出資し、あるいは密接な関係があると認められる法人が行う許可、認可、指定、補助金の交付や決定、請負その他の契約に対して特定の個人、法人、団体等を推薦し、紹介するなど地位を利用して不正にその影響力を行使してはならないと定める。いろいろ長井市は決めているわけじゃないか。これを参考に我々はどうするかと言っているので、そんなの村上市は決めなくてよいとなるのか、村上市も議員政治倫理条例やっぱり制定したほうがいいとなるのかの問題が先なんじゃないか。

事務　局長　先ほどの検討のほかに役員についているとかがあったわけだが、例えば補助金の審査も一つの項目としてはかってはいかがか。それのほうが早いと思うがいかがか。

尾形　修平　局長から話あったように、例えば先ほど、長谷川委員から荒川地区の件が例示されたが、そういう個別具体的な話をしていかないと、総体論だけの話だと多分まとまらないので、今言ったような長井市を基本にしながら村上市でもそういう補助金をもらっていたりするのでも、ＮＰＯなんかでも理事役員もできないのかとなっちゃうので、それが村上市民にとって、その役を受けないことがプラスなのかマイナスなのかというところまでも考えて個別案件で処理していかないと難しいのでないかなと思う。

佐藤　重陽　消防団員になってもいいけど消防団幹部になれないと。そういうことを言っているのでないの。

尾形　修平　私言っているのはそういうこと、具体的に言えば。みんなそうだ、そんなことを言ってしまえば。市から補助金をもらっている。今消防団の話をしたが。そういうことだ、私が言いたいのは。

長谷川　孝　それは副分団長以下の人はなれるということか。

尾形　修平　決めていない。個別案件で一つ一つ決めていかないと難しいのではないかという話をしている。

佐藤　重陽　それは直接金をもらっているから。区長もそうだけど自治法に照らし合わせてやっている。

尾形　修平　区長だってなれないわけだし。

板垣　一徳　一つの例で消防団を出しているが、消防団には消防団のルールがある。それを私どもがそこまで首をつっこんで今の申し合わせ事項でちゃんとしたルールを持っている。団長はできない、議員になれば。そこは申し合わせをしてちゃんと守っているでしょ。それを私ども議員が、それをいいとか悪いとかは、常任委員会で消防団と話をしてこ

ういうことはどうかというふうにしないと、ただ倫理倫理と他の部局まで決めていくことは相当の時間をかけないと無理なんじゃないかな。我々に関することを倫理条例を作ることは賛成である。

尾形　修平　それ言っちゃうと例えば、ＮＰＯとか非営利の団体の役員にもなれないこととなってくるので、そのＮＰＯ法人でそこまで規定しているかどうかというのは、いろんな組織があるわけだから、それをみんな調査していくというのは難しいし、実際問題不可能だと思うので、言われてることはわかるが議会の中でそこまで話はできないと基本的には思う。

板垣　一徳　例えば嘱託員でも議員ができないとちゃんと規定されている。嘱託員は市から報酬をもらうと。だから小さい集落はやむを得ず妻の名前を出して、そして親父が集落のことを手伝うと、手伝うというのは大変失礼だろうけど、そういう事態になっている集落がたくさんある、現実的に。そういうことも我々がよく管理しないと、何でもかんでもよそのことを勝手に決めていいのかということを言いたいだけなんで。それは私ども部内のことはいい。議員に関わることを倫理条例でちゃんとしたほうがいい。それを勝手に私どもが話の聞き取りもしない､集落や議会との懇談会もあるわけだから、そういうこともテーマに出して、それで必要性があるならばそういうことをきちきちと決めていくことは必要があると思うけど、

佐藤　重陽　板垣委員の言われることもわかるし、私思うに個別ごとにやるのは非常に難しい部分があるのかなと、ただ区長や消防団幹部は自治法の中でも報酬のもらい方、直接自分が報酬をもらうことに対しての規制がされているはずだから、そのことでも区長にはなれない、消防団の幹部にはなれないというのがおのずとわかっているわけだし、それに準ずるものというのが問題だと思う。さっきの団体だとか、企業だとか、補助金助成金をもらうところの役員、団体になれないようなことが自治法の中にも表現として出てきているわけだし、それを倫理条例の中でわかりやすくしようと思って取り組んでいるのが、例えば長井市だったり、今村上市もそれが必要でないかという話をしているだけだと思う。解釈がものによって違うと、それがまた複雑になるので、一般的にだめなものはだめだけれども、こういうものについては、特例という言い方をするとおかしいが、個別の案件は逆に倫理条例の中に謳わずに出てきたものの中で議論していったらいいのでないかな。というのは、補助金だとか報酬を市からもらう団体にそこに関わるということ自体は、団体間の中でもあそこの団体のあれは議員がしてる、だから金がよく回っているのでないかみたいな、そんなことになること自体がやっぱり市民にとっての不公平感というのも出てくるのだろうし、ただものによってはＮＰＯ法人の都岐沙羅的なものやなにかは市に代わる事業をしてもらっている部分もあるわけだから、その辺の団体による性格または性質によっては、そこに補助金助成金が流れる団体だとしても検討の余地があるものというのはおのずと出てきていいのであって、ところが最初からそれを整理しようと思うというように、あれもこれもみたいに出てくること自体が果たして作業としてどうなのかなという気もする。

尾形　修平　私が言っている個別というのは、今問題になっているこういうことがおかしいんじゃないのってさっき長谷川委員が言われたようなものが、ものを個別で判断しようと言っているのであって、全ての団体に関して議員がどう関わるかなんていうことは無理なんで、皆さんが議員活動をやっている中で感じたこととか、これおかしいんじゃないのって思っているやつを個別にやったらどうかというのであって、例えばさっき言われた消防団もそういうことであれば、消防団のやつはいいとなるだろうし、皆さん

が感じていることの個別案件に関してやっていったらどうなのかなと思う。

本間　清人　　そうなると今後例えば議員が何かの団体等の役員を受けるときに、それをいちいち事務局に届け出す必要があるのかなということを考えていて、多分補助金受ける団体こういうふうに決められてだめだってなれば、例えば私も村上第一中学校の評議員を受けているわけだよね。それだって補助金ＰＴＡ会費いただいているわけだし、あと自衛隊の募集相談員も受けているわけだし、それだって自衛隊だって国からの補助金をいただいているところだから、そういうところの募集相談員から例えば学校評議員からすべて補助金が絡んでいるところに関して、だめだとなるとそれ全部やめなければいけない。

尾形　修平　　皆さんが不思議に思っていないのであれば、問題として感じてないわけだから、それは皆さんの倫理観の中でセーフの領域に入っているのだろうし、さっき長谷川委員が荒川地区の例を言ったけれども、それは例えば長谷川委員なり、一市民の方が感じているものがあるのであれば、こういう問題を個別にやりませんかという・・・

板垣　一徳　　尾形委員のことをよく理解している。ただ幅を広げてしまうと、よそのことまで首を突っ込むと倫理の問題はそういうことを区切りをつけなければ､私ども議会にかかる。例えば大毎集落で私集落の役員している。監査している。何十年ですよ。議員始まってから35年ですよ。これは集落の条例に謳われている。議員になったら集落の監査委員に任命をすると。集落は集落が円満になる方式でやっている。

尾形　修平　　それを誰か問題視してるか。

板垣　一徳　　市から金が入るということになれば集落に入るんでしょ。

（「集落には入らない」と呼ぶ者あり。）

板垣　一徳　　例えば集落と名前で電灯であろうが何であろうが集落から請求するんですよ。それで市から払うんですよ、それ関係ないんですか。集落内でもここ２、３年で変わって、合併後、電柱のようなもの全部集落が私ども地方のほうはやっていた。ところが合併してそれではだめだと、だから今度は市が全部して、いわゆる電気料金を集落が一部負担するというふうに改良したでしょ。だから集落と市というのは全くつながっていないとはあなた方言えないでしょ。

尾形　修平　　今その話を大毎集落の例を言ったけども、それを例えばこの議会改革の委員の中で問題ありますよねと誰も言わないじゃないですか。そんなこと言ってしまえば、まちづくりの金であっても村上市の集会施設の私も町内の役員やっているけれども、当然もらいますよ市から補助金、集会施設の施設整備に関しても、私がそこで文書書いても出しますよ。そんなのまでだめだなんて誰も言ってないので、皆さんが生活している中で感じる議員とそういう団体との問題点があるやつを個別にやりませんかと言っているのであって。

板垣　一徳　　尾形委員はそう言ったけど、さっきも言った。村上市と関係のあるところを検討したほうがいいということを言っているから私は言っている。

尾形　修平　　そう言ってしまうととんでもないくらい広くなってしまうので。

長谷川　孝　　例として出したんだけど、今集落の話したけど、私だって町内の役員やっていて公民館の改修とかのときには自分でこういうふうにしたほうがいいとかというアドバイスはしますよ｡それでなるべく通るように職員の皆さんにも協力をいただいたりもする。要望したりもする。それは問題あるなんては私は一切言っていないし、さっき言ったのは例えば岩船地区で昔、村上市議会議員に当選した人が偶然に消防の分団長やっていたから、これは問題なんでないかということでやめてもらったとかっていうのはあ

るんだけど、だけどもそういう問題と今の板垣さん言った問題は全く違う。

板垣　一徳　だからそこまで幅を広くしないで、倫理問題やるのは絞ってやらないとこんなこと話してたって１年またすぐ過ぎてしまう。

三田　議長　確かに今いろんな議論聞いていて、やっぱり絵に描いた餅は食べられない。なんぼ立派なもの作ったたって、さっきどなたかが今の村上の議員ってみんな議員なんだけれども、それで縛るという話したけれども個々の常識というのは非常に難しい。ここにいる人は確かに立派な常識持った人ばかりでしょうけど、絵に描いた餅を一生懸命しても食べられないものはだめだから。そのところは皆さんで論点を揃えて審議してもらいたいと思う。

鈴木　好彦　先ほど来、長井市のような条例をきっちり決めてしまったほうがいいんじゃないかという話もあるし、そうなると決まってしまうと例えば今決める時点では将来発生しうるいろんなことを想定はなかなか難しいと思う。将来その際の問題が発生した時にこの条例があるがゆえに本来やらなきゃいけないことまで制約されるという可能性を含むと私は思う。それと話変わるが、私今回議員に当選した時点で猿沢区の監査役やっていたが、本来猿沢区の規約では監査役は議決に加わらない規定はあるが、他からの規約を招くということで監査役を辞任した。それは大毎のやり方、猿沢のやり方、いろいろ考えはあると思うがこれはもし問題であれば、この議会で打ち合わせ申し合わせをしてひとつの統一見解を出せればいいんじゃないかということで私はこの③の方法がいいと思う。どっちが悪いとかじゃなくて、やり方としてはひとつの統一見解を議会として出さなきゃない、同じ事案は。それはここで協議してひとつ決まったらその方向で行こうと、将来それが不都合が出てきたらまた見直そうと。市民から不審を持たれないような形でやっていこうという方向でやっていけたらいいんじゃないかと思っている。

平山委員長　とすれば、倫理条例は特別定めなくていいということか。

鈴木　好彦　私はそう思っている。

佐藤　重陽　あんまり久しぶりなんで、話を思い出すのも苦労するし、前の話をもしかして言っているのかななんて話しててて思うことがあるので、これとりあえずは今日ここまでいろいろ議論は出たけれど定期的にとにかく開催することを決めて忘れないうちにどんどん話を進める、話し合いをしていくというようなことを今日は約束してもらって終わった方がいいんでないかと思う。

板垣　一徳　倫理条例は幅が広くて、この問題だけで時間を費やすのは、私は基本条例というものは、これは村上市先代の初代の佐藤議長がこれに命を懸けるくらいの意気込みであった。だから地方自治法があって、基本条例があって、さらに私ども村上市の中には条例がたくさんあるわけだ。その中で処理できるのであれば、今言うような問題をここに出してもらって、それを事務局でして、これは基本条例の何条にこういう文面を入れれば解決するんじゃないかというようなことができるのであれば、私は基本条例というのはやっぱり村上市の議会の憲法だと思って、私どもも作ったはずだし、そういうところできちっとやっていったほうが、今後のためにいいんじゃないかと私は思う。あまり、さっき議長が絵に描いた餅は食べられないと言ったが、それはそれとしてもあまり議会人を縛ると動きづらくなる。これでは活動をどんどん萎縮させるようなことでなくて、これから若い議員にも出てきていただいて、思い切って活動できるようなそういう基本条例にしておくべきだと基本的にはそう思う。

平山委員長　実は私も以前から倫理条例はいいんじゃないかというようなことは思っていて、局長

 とも話したけど、このことにとらわれると肝心の定数とか報酬のところまでいかない。時間が足りなくなる。だからしたいんだったら次の議会でこれはやってもらって、今回はこのことはパスしたいと思っている。そんなことをしていれば間に合わない。

（「それは違う」「やればいい」と呼ぶ者あり。）

板垣　一徳　　まだ１年半ある。今みたいに空き過ぎるから進まない。会議も進行しない。

（何事か呼ぶ者あり。）

三田　議長　　委員長は総意をはからないとだめだ。

平山委員長　　そういうことがあるから本来であれば、定数と報酬のことを決めてからしたい。同時にはなかなか難しいだろうと。

板垣　一徳　　委員長の話なんでしょ。

平山委員長　　私の話だけれども、やっぱり自分が先頭・・・

三田　議長　　だめだと言っているのだから・・・

本間　清人　　まだ委員会の人間も決まってないのに、これ先だなんてまだ何か月休む。そこでないだろう。毎月やるって。

佐藤　重陽　　俺は委員長の考え方好きだ。これとこれやりたいって、いい。ところがそのやる前段としてまずよく根回しというか、ものの進め方をこの席に着く前にいろいろ議論して、これまず２つ決めたら今度こういう流れでいくとか描いているのであればいいけど、なんだか唐突に議員報酬と定数をまず先に決めればいいんだでは、なかなか理解しづらい。ただリーダーシップとして、委員長がこう行きたいんだと示すべきだと思うし、それが委員長として大事な素養だと思う。ただ進め方ね。

板垣　一徳　　この話を繰り返していても何も進まない。委員会は先に進まなければだめだ、議会というのは。閉めるのも結構。ただ倫理問題のことに今触れたのだから、宿題を今度作って委員の皆さんに倫理問題をあなた方どういうところが問題視しているのかということを皆さんから意見をとればいい。

平山委員長　　さっき板垣委員が言ったのは、基本条例があれば倫理条例いらないと言った。

板垣　一徳　　倫理を作る前にさっき言うことから案がある、たくさん。だからそれを各々に出していただいて、この問題であれば基本条例の中で解決できるのでないかとか、これはやっぱり倫理条例を作らなければどうしてもだめだと。そこに議論していかないと今言った事だって何も決まらないで、基本条例でいいという案もある。倫理条例を作らなければならないという案もある。これで流会する。じゃあ今日の会議は何が進行したかというとゼロである。

平山委員長　　わかっている。

長谷川　孝　　今回会派に持ち帰ってもらって、今の問題の中でそのなんで申し合わせ事項に載せなきゃだめな部分はどういう部分があるのかということを各会派で考えてもらって、それ持ってきた結果、これだけの問題であれば倫理条例作る必要ないんじゃないかと、申し合わせ事項でその部分を載せればとにかくいいんでないかという結論は次のときに出すと。それまでに委員の中で県内で専門的な知見を有する人もある程度決めてもらうというところまで、委員長持っていくということを前提のもとにこの次の進め方を考えてもらいたい。

（「賛成」と呼ぶ者あり。）

平山委員長　　わかった。ただ今の長谷川委員のことで皆さんご意見ないか。なかったら先に進む。

三田　議長　　例えば皆さん言っているから定期的に委員会を開催するということだけは、皆さんに諮っておいて。

平山委員長　まあしばらく休んで、２月からしてない。５か月ぶりにしたから話もなかなかかみ合わないし、言葉も回らないが、１か月に１回続けるということでご了解願う。

その他

平山委員長　次の会議をいつにするか。

事務　局長　８月に入って前半が議会用務が入っていて、その次がこども議会そしてお盆に入っていくということだが、23日木曜日はどうか。

平山委員長　８月23日午前10時から。それまでにどなたか適当な先生がいたらお願いするということもするし、倫理条例についての申し合わせ事項についても局長にうまく文章にまとめてもらうようにして後から会派に流す。

板垣　一徳　会派の考えもまとめてもらうんだろ。

長谷川　孝　明日くらいまでにメールで内容について会派でこういうふうにしてもらいたいというのを送ってもらいたい。27日会派で会議をやるから。

事務　局長　わかった。今ほどまで議論していただいた点についてまとめて、各会派でおまとめいただいて次の会議８月23日にもってきてもらうと。それまでの間に定数・報酬の検討方法での委員の候補については早めに事務局のほうにご意見をいただいて、議長を含めて正副委員長と事務局で相談するということで進めていきたいのでよろしくお願いいたす。

平山委員長　それでは次回は８月23日10時からということでよろしくお願いする。

三田　議長　学識見者ということであたれば当然、名前を出してしまえば皆さんに諮ることできないと思うので、それは皆さんに委任していただいて結構ですよね。そうでないと進められないから。これもだめだ、あれもだめだと言ってられないから。

板垣　一徳　とにかく皆さんから推薦をして、議長、委員長、副委員長、事務局であなた方に一任するから、この人はやっぱり適任だなと。

三田　議長　名前出してからそれもだめだ、これもだめだというのは、人事というのはシビアなもんだから。

長谷川　孝　一応例えばいつからいつくらいまで、月に１回だったら月１回来てもらいたいというくらいはしないと忙しい人間だから。

尾形　修平　基本的に委員長がさっき３、４回って話だったので、年内を目標にすれば月１回くらいの会議になりますけどというお話をしないと。一日なんてことでなくて多分半日くらいの３、４時間くらいの会議になろうかと。

板垣　一徳　年内12月いっぱいで、どうであろうと。そりゃあ２回で決まることもある、会議だから。

三田　議長　それ答申してもらったらそれに従うわけではない。意見としてもらうわけだから。逆に言うと3回で仕上げるとしてはどうか。

板垣　一徳　いやいや、そんな制限して・・・例えば１か月に１回のものを12月いっぱいにしてもらいたいということを要望を入れておけば､例えば20日に１回､１か月に２回しても､私は進めてくれると思うよ。

長谷川　孝　３、４回で結論を出すくらいの形でお願いするということでいいわけね。

平山委員長　そうだ。

川村　敏晴　１回に５万円プラス交通費ね。

平山委員長　それ以上は出せない。

長谷川　孝　大体弁護士なんて時給７万円だよ。

板垣　一徳　　司法書士だってそうである。
平山委員長　　本日の委員会の結果については委員の皆さんから各会派にご報告くださるようお願いする。

委員長（平山　耕君）閉会を宣する。
（午前１１時１３分）